

矢板市子育て短期支援事業実施要綱

(目的)

第1条 保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設において一定期間、養育等を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 矢板市子育て短期支援事業(以下「事業」という。)の実施主体は、矢板市とする。ただし、事業の一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 事業の利用の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する児童で、次の各号のいずれかに該当する理由によって、当該家族において養育が一時的に困難となった児童であって、市長が必要と認めたものとする。

- (1) 保護者の疾病
- (2) 保護者の育児疲れ、育児不安等による身体上又は精神上的の疲れ若しくは不安
- (3) 保護者の出産、看護、事故、災害、失踪等
- (4) 保護者の冠婚葬祭、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加等
- (5) 経済的問題等により緊急一時的に保護を必要とする場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童は、対象としない。

- (1) 感染症を有し、施設の入所者等に感染させるおそれのある者
- (2) 疾病等により医療機関へ入院して医療を受ける必要のある者

(3) 精神及び身体上に障害があり、施設の入所者等に著しい迷惑を及ぼすおそれのある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、事業の実施に相当でないと認められる者
(事業の実施)

第4条 事業は、一時的に養育を必要とする児童に対し、適切な処遇が確保されると市長が認めた児童福祉施設（以下「実施施設」という。）において実施する。ただし、社会福祉法人等が設置する児童福祉施設において実施する場合は、あらかじめ事業の実施を当該社会福祉法人等に委託して行うものとする。

2 事業に係る実施期間は、原則として7日間以内とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、必要最小限の範囲で実施期間を延長することができる。

(利用の申込み)

第5条 事業を利用しようとする保護者（以下「申込者」という。）は、子育て短期支援事業利用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の可否等)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、児童及び保護者の状況並びに施設の受入状況等を審査確認の上、実施施設の長と協議して利用の可否を決定し、子育て短期支援事業承認通知書（様式第2号）又は子育て短期支援事業不承認通知書（様式第3号）により、その旨を当該申込者に通知するものとする。

(費用)

第7条 事業の利用承認を受けた申込者（以下「利用者」という。）は、事業に要する経費の一部を負担しなければならない。

2 利用者の負担は、市長が別表に定める額とする。

(利用の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の承認を取り消し、又は事業の利用を中止（以下「取消し等」という。）することができる。

(1) 事業の利用を継続する理由がなくなったとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が事業の利用が適当でないと認めるとき。

2 市長は、取消し等を行うときは、事業を実施している施設及び利用者に子育て短期支援事業取消し等通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

別表（第7条関係）

子育て短期支援事業利用者負担額表（日額）

（単位：円）

年齢区分	利用者負担区分	利用者負担額
2歳児未満	生活保護世帯	0
	市民税非課税世帯	1,100
	その他の世帯	5,500
2歳児以上	生活保護世帯	0
	市民税非課税世帯	1,100
	その他の世帯	2,800